

建築基準法に基づく形態規制関係（厚木市内）

地域又は区域	日影規制(第56条の2：厚木市建築基準条例第9条)				斜線関係（法第56条）		
	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界から10m以内	敷地境界から10m超	道路	隣地	北側
第一種低層住居専用地域	1 軒高7m超又は3階以上	1.5m	(1)3時間	(1)2時間	A=1.25	(規制なし)	A=1.25 H=5m
第二種低層住居専用地域	厚木市に第二種低層住居専用地域はありません。						
第一種中高層住居専用地域	高さ10m超	4m	(2)4時間	(2)2.5時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	2
第二種中高層住居専用地域	高さ10m超	4m	(2)4時間	(2)2.5時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	2
第一種住居地域	高さ10m超	4m	(2)5時間	(2)3時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	(規制なし)
第二種住居地域	高さ10m超	4m	(2)5時間	(2)3時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	(規制なし)
準住居地域	高さ10m超	4m	(2)5時間	(2)3時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	(規制なし)
近隣商業地域	高さ10m超	4m	(2)5時間	(2)3時間	A=1.5	A=2.5 H=31m	(規制なし)
商業地域	(規制なし)				A=1.5	A=2.5 H=31m	(規制なし)
準工業地域	高さ10m超	4m	(2)5時間	(2)3時間	A=1.5	A=2.5 H=31m	(規制なし)
工業地域	(規制なし)				A=1.5	A=2.5 H=31m	(規制なし)
工業専用地域	(規制なし)				A=1.5	A=2.5 H=31m	(規制なし)
市街化調整区域 (用途地域の指定のない区域)	(規制なし)				A=1.25	A=1.25 H=20m	(規制なし)
備考	1 第一種低層住居専用地域の高さの限度は10mです。 2 日影規制を指定しているため北側斜線規制はありません。				A：勾配 H：地盤からの立上り		